

令和8年度 宇都宮市教育委員会会計年度任用職員（学校教育課 教育センター 学校支援業務）募集案内

宇都宮市では、児童生徒一人一人へのきめ細かな指導の充実を図るため、市立小中学校における会計年度任用職員（学校教育課 教育センター 学校支援業務）を募集します。

1 募集内容

※1 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項のいずれにも該当しない方とします。

勤務校	主な職務	募集人員	応募資格
小学校 または 中学校	① 通常学級での学習指導、生活指導及び学年、学級経営の補助 ② 特別支援学級での学習指導、生活指導及び学年、学級経営の補助 ③ 特別支援教室（かがやきルーム）での学習指導、生活指導及び学年、学級経営の補助 ④ 複式学級での学習指導、生活指導及び学年、学級経営の補助	35名 程度	小学校教諭免許状 または 中学校教諭免許状 (教科不問)
中学校	⑤ 数学もしくは英語の学習指導またはその補助、生活指導及び学年、学級経営の補助	20名 程度	中学校教諭免許状 (教科不問)

なお、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号「こども性暴力防止法」）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、採用試験申込書や誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

※2 資格は、令和8年3月末までの取得見込みを含みます。

※3 応募資格を満たしていれば併願もできます。

※4 採用時に臨時免許状を取得することにより、所有免許以外の校種、教科を担当する場合があります。

※5 ③は、勤務条件通知書で定められた小・中学校（地域学校園内等）を勤務校とします。

2 提出書類

(1) 「会計年度任用職員 採用試験申込書」（両面印刷）（所定の様式）

(2) 「就労証明書」（注意）既に他の事業所等で就労しており、かつ、本市で採用されてもその就労を継続する意向の場合は提出

(3) 返信用封筒2通（長3形 12.0cm×23.5cm）

（郵便番号、あて先を明記し、1通は110円切手、もう1通は180円切手を貼付する。）

※ (1) (2) の用紙は、宇都宮市教育委員会事務局 学校教育課で配付しています。

また、宇都宮市ホームページ <http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/> からダウンロードもできます。

※ 提出書類は、返却いたしませんのでご了承ください。

3 試験方法等 試験方法：競争試験（書類審査、面接）

試験日：令和8年1月24日（土曜日）

面接試験時間の詳細については、受験者本人あてに別途通知します。

通知は令和8年1月20日（火）に発送予定

試験会場：宇都宮市教育センター 宇都宮市天神1丁目1番24号

4 申込 提出方法：直接持参または郵送

申込締切日：令和8年1月16日（金曜日）必着

申込先：〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市教育委員会事務局 学校教育課 指導グループ

電話番号：028-632-2729

5 結果 合否に關わらず、令和8年2月中旬頃に郵送にて通知します。

宇都宮市では、こんな人を求めていきます。

- 明るく、笑顔で、やさしさを持って子どもたちに接することができる人
- 強さとたくましさを持って指導にあたることができる人
- 子どもと共に活動し、子どもと共に学ぶことができる人

宇都宮市教育委員会会計年度任用職員（学校教育課 教育センター 学校支援業務）について

1 主な職務内容

- 児童生徒の学習指導またはその支援を行う。
- 児童生徒の集団生活への適応指導の支援を行う。
- 児童生徒の円滑な人間関係を築き、コミュニケーションを大切にした学年及び学級経営の支援を行う。

2 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(翌年度、再度の任用の可能性あり)

(注意) 採用後、1か月間は条件付採用期間となります。

3 勤務日

原則として月曜日から金曜日の間で勤務日及び勤務時間を校長が指定（土曜日や日曜日を勤務日としなければならない時は事前に勤務時間の割振りをする）

4 勤務時間等

原則1日7時間、週35時間

年間総勤務時間数1,470時間以内

所定労働時間を超える労働の有無：原則ありません

休日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始

休暇等：勤務条件に基づき、年次有給休暇等が適用となります

5 勤務地

宇都宮市立小・中学校

6 報酬等

報酬：時間額1,620円～1,650円程度

(会計年度任用職員としての職務経験による)

期末・勤勉手当：一定の条件を満たした場合、

年2回（6月及び12月）支給

通勤費用相当弁償有（上限150,000円）

7 加入保険等

共済組合短期給付適用、厚生年金保険、労災保険、雇用保険に加入

8 その他

学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があるときは、合格・採用を取り消すことがあります。

地方公務員法第16条、学校教育法第9条の欠格条項のいずれにも該当しない方及び、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号「こども性暴力防止法」）に基づき、特定性犯罪の前科のない方とします。

会計年度任用職員は、一般職として、地方公務員法の各規程（守秘義務、職務専念義務、人事評価、懲戒処分など）が原則、適用となります。報酬などは、条例などの改正により、変更される場合があります。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十二条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十二条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（うち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの）

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの